

8 土壌汚染関係

(1) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号 最終改正 平成30年9月18日環境省告示第77号)

項目	環境上の条件		測定方法
	検液中濃度	農用地における基準	
カドミウム	0.003mg/L以下	産米中濃度 0.4mg/kg以下	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものについては、規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法、農用地に係るものについては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検出されないこと。		規格K0102の38に定める方法（JIS K 0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は告示付表1に掲げる方法
有機燐	検出されないこと。		昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンについては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	0.01mg/L以下		規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下		規格K0102の65.2に定める方法（ただし、JIS K0102の65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合については、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/L以下	土壌中濃度（田に限る。） 15mg/kg未滿	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものについては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものについては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下		告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。		告示付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。		告示付表4に掲げる方法
銅		土壌中濃度（田に限る。） 125mg/kg未滿	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下		規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	0.002mg/L以下		平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		シス体については規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体については規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下		規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下		規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下		告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下		告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下		告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下		規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下		規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下		規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は34.1.1c）に定める方法及び告示付表7に掲げる方法及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下		JIS K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサソ	0.05mg/L以下		告示付表8に掲げる方法

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE.P.Nをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度とJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(2) 法令等の概要

ア 土壤汚染対策法（土対法）／平成 14 年 法律 53 号

土壤汚染による人の健康被害の防止等を目的とした法律です。法で定める特定有害物質を製造、使用又は処理する水質汚濁防止法第 2 条第 2 項の特定施設の使用が廃止された場合、一定規模以上の土地の形質の変更の際に土壤汚染のおそれがあると市が認める場合、及び、市が土壤汚染による人の健康被害の恐れがあると市が認める場合に、土壤の汚染について調査し、市に対してその結果を報告する義務が生じます。土壤の汚染についての調査結果が基準に適合しない場合は、健康被害のおそれの有無に応じて、当該地域を要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下、「要措置区域等」と表記）に指定し、必要な措置をとるよう定めています。

イ 長野市公害防止条例（市条例）の土壤汚染項目／平成 16 年 市条例 45 号第 25～32 条

特定有害物質使用事業者（注）に対して、特定有害物質による土壤汚染及び地下水汚染を防止するために、特定有害物質使用事業所の施設及び特定有害物質を適正に管理することや特定有害物質の使用状況等について、調査・記録すること等を定めています。また、特定有害物質使用事業者や土地所有者等に対して、自主的に土壤汚染状況調査を行い、基準に適合しない場合には、市へ届け出ること等を定めています。

（注） 特定有害物質使用事業者とは、土壤汚染対策法第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所（以下「特定有害物質使用事業所」という。）を設置する者をいう。ただし、非意図的に特定有害物質が含有されている製品又は一般消費者の生活の用に供する製品で特定有害物質が含まれるが容器、包装等により密封されているものを扱う卸業、小売業、倉庫業又は運輸に附帯するサービス業を営む者を含まない。

(3) 届出について

種 類	期 日 等	概 要
ア 特定有害物質使用状況調査(市条例第 26 条)	年 1 回以上実施し、 保管し、引継ぐ	特定有害物質使用事業者は、特定有害物質の使用状況等「(3) 調査項目参照」について年 1 回以上調査してください。また、結果を保管し、土地の承継等する際には相手方に結果を交付してください。 ※特に求めのある場合を除き、市への報告は不要です
イ 特定有害物質使用事業所 廃止時調査及び届出 (市条例第 27 条)	廃止時	特定有害物質使用事業者は、特定有害物質使用事業所の全部又は一部、若しくは特定有害物質の使用を廃止した場合（注 1）は、土壤汚染の状況について調査を行い、その結果等を市に届出てください。また、結果を保管し、土地の承継等する際には相手方に結果を交付してください。 ※調査方法等は環境保全温暖化対策課に相談してください。
ウ 土壤汚染状況調査報告書 (土対法第 3 条第 1 項)	廃止した日から 120 日以内 (※例外あり)	以下の場合に必要な土壤汚染調査を行ない、結果を報告してください。なお、調査の結果、指定基準を超過した場合、当該土地は措置区域等に定められます。 水質汚濁防止法に規定する特定有害物質使用特定施設（以下、有害物質使用特定施設）又は有害物質の使用を廃止した時であって、土対法第 3 条第 1 項ただし書の確認（次項 エ）が認められない時。
エ 土対法第 3 条第 1 項ただし書の確認申請書 (土対法第 3 条第 1 項)	廃止した日から 120 日以内 (※例外あり)	施設又は使用の廃止後の土地の予定される利用方法からみて、土壤の有害物質の汚染により人の健康被害のおそれが無いと市が確認する場合は、土対法に基づく土壤汚染状況調査（上項 ウ）が猶予されますので、市に確認申請を行なってください。

種 類	期 日 等	概 要
オ 土地の利用方法変更届 (土対法第3条第5項)	遅滞無く	上項エの確認申請後、予定する土地利用方法を変更する時は、遅滞無くその旨の届出をしてください。 ※変更の内容によりただし書の確認が取消しとなった場合は、上項ウの土壤汚染状況調査が必要です。
カ 形質変更の届出 (土対法 第3条第7項)	あらかじめ	上記 エ の確認申請後、900m ² の土地の形質変更をするときは、あらかじめその旨を届出してください。
キ 承継届(土対法施行規則 第16条第4項)3	遅滞無く	上項 エ による確認申請後の土地について、土地に関する権利を譲渡又は所有者等の地位を承継した時は、遅滞無くその旨の届出をしてください。
ク 一定規模以上の土地の形 質変更届(土対法第4条)	変更着手の30日前	有害物質使用特定施設を設置する工場事業場は900m ² 以上土地の形質変更をする時、その他は3000m ² 土地の形質変更をする時は、変更着手の30日前までにその旨の届出をしてください。
ケ 自主的な区域指定の申請 (土対法第14条)		自主的な土壤調査により特定有害物質が基準を超過した場合は、区域の指定を申請することができます。 ※申請しない場合は、市条例第28条の届出をしてください。
コ 形質変更時要届出区域に 指定された土地の形質変 更届(土対法第12条)	変更着手の14日前	形質変更時要届出区域に指定された土地の形質を変更する時は、変更着手の14日前までにその旨の届出をしてください。また、指定された時点で既に形質変更着手していた場合は、指定日から14日以内に届出てください。災害等の緊急の場合に形質変更を行なった場合は、形質変更の着手から14日以内に届出てください。
サ 汚染土壤の搬出時の届出 (土対法第16条)	汚染土壤搬出の14 日前	要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土地の汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出しようとする時は、汚染土壤の搬出に着手する日の14日前までに届出をしてください。
シ 自主調査結果の届出 (市条例第28条)		特定有害物質使用事業者や土地所有者等が自主的に土壤汚染調査を行い基準に適合しなかった場合は、その結果および対策を市に届出てください(注2)。また、結果を保管し、土地の承継等する際には相手方に結果を交付してください。 ※自主的な調査方法等は環境保全温暖化対策課に相談してください。また、基準に適合しなかった場合、自ら公表するように努めてください。
ス その他		汚染土壤処理業を行う場合、許可申請が必要になります。事前に環境保全温暖化対策課に相談してください。

(注1) 土壤汚染対策法第3条第1項本文若しくは第4条第3項の規定により土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査を行う特定有害物質使用地又は同法第3条第1項ただし書の確認を受けた特定有害物質使用地については、適用しない。

(注2) 土壤汚染対策法第14条第3項の規定による同法第6条第1項又は第11条第1項の指定を受けた土地の区域については、適用しない。

(4) 基準及び調査項目

ア 特定有害物質使用状況調査項目（「(3) 届出について ア」関連）

- (1) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況
- (2) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の利用状況の概要
- (3) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の造成状況の概要
- (4) 過去の事業活動の概要
- (5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
- (6) 特定有害物質を含む汚水、廃液、廃棄物等の発生状況及び排出経路
- (7) 汚水又は廃液の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所
- (8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
- (9) 地形、地質等の概要
- (10) 特定有害物質を含む排ガス又は汚水若しくは廃液を排出する者は、その汚染状態を測定した記録
- (11) 施設を撤去するときは、特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所
- (12) その他市長が特に必要と認める事項

(5) 特定有害物質と指定基準

特定有害物質		指定基準	土壌溶出量基準 (地下水等摂取リスク) mg/検液 1 L	土壌含有量基準 (直接摂取リスク) mg/土壌 1 kg
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン		0.002	
	四塩化炭素		0.002	
	1,2-ジクロロエタン		0.004	
	1,1-ジクロロエチレン		0.1	
	1,2-ジクロロエチレン		0.04	
	1,3-ジクロロプロペン		0.002	
	ジクロロメタン		0.02	
	テトラクロロエチレン		0.01	
	1,1,1-トリクロロエタン		1	
	1,1,2-トリクロロエタン		0.006	
	トリクロロエチレン		0.01	
	ベンゼン		0.01	
	第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物		0.003
六価クロム化合物			0.05	250
シアン化合物			検出されないこと	50(遊離シアン)
水銀及びその化合物			0.0005	15
アルキル水銀化合物			検出されないこと	15
セレン及びその化合物			0.01	150
鉛及びその化合物			0.01	150
砒素及びその化合物			0.01	150
ふっ素及びその化合物			0.8	4000
ほう素及びその化合物			1	4000
第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン		0.003	
	チウラム		0.006	
	チオベンカルブ		0.02	
	PCB		検出されないこと	
	有機りん化合物		検出されないこと	

注) 1,2-ジクロロエチレンの土壌溶出量基準は、平成31年4月1日施行